

○ 令和２年度決算（エネルギー対策特別会計 エネルギー需給勘定）

・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
一 般 会 計 よ り 受 入	663,332	燃 料 安 定 供 給 対 策 費	157,358
石 油 証 券 及 借 入 金 収 入	1,388,580	エ ネ ル ギ ー 需 給 構 造 高 度 化	306,300
備 蓄 石 油 売 払 代	11,850	対 策 費	
雑 収 入	71,154	独 立 行 政 法 人 ／ 国 立 研 究 開 発	224,148
前 年 度 剰 余 金 受 入	357,091	法 人 運 営 費 ・ 出 資 ・ 船 舶 建 造 費	
独 立 行 政 法 人 石 油 天 然 ガ ス ・ 金 属 鉱 物 資 源 機 構 納 付 金 収 入	1	事 務 取 扱 費	1,272
		諸 支 出 金	—
		融 通 証 券 等 事 務 取 扱 費 一 般 会 計 へ 繰 入	0
国 立 研 究 開 発 法 人 新 エ ネ ル ギ ー ・ 産 業 技 術 総 合 開 発 機 構 納 付 金 収 入	139	国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入	1,418,414
		予 備 費	—
合 計	2,492,151	合 計	2,107,493

※１ 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

２ 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数がない場合は「-」で表示している。

- ・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入金の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

（一般会計からの繰入金の実績額）・・・・・・・・・・ 663,332百万円

（予算に計上した繰入金の額）・・・・・・・・・・ 663,332百万円

- ・借入金等（借入金並びに公債及び証券の発行収入金）の額及び借入金等の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

（借入金等の額）・・・・・・・・・・ 1,388,580百万円

（予算に計上した借入金等の額）・・・・・・・・・・ 1,443,700百万円

（相違した理由）

石油証券の発行が予定より少なかったこと等のため。

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

(剰余金の額) 384,657百万円

(剰余金が生じた理由)

歳入予算を上回る収納済歳入額及び歳出予算のうち当年度支出しなかった部分(翌年度繰越額、歳出不用額)があったため。

(剰余金の処理の方法)

特別会計に関する法律第8条第1項の規定により、令和3年度以降のエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定の財源として活用される。

(剰余金と一般会計からの繰入れの関係)

エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定においては、特別会計に関する法律第90条の規定に基づき、石油石炭税収を一度一般会計に繰り入れた上で、同法第8条第1項の規定に基づき翌年度の歳入に繰り入れられる剰余金その他の歳入の見込額(一般会計からの繰入金を除く。)の状況と事業の経費に照らし必要な金額を、「予算で定めるところにより」、エネルギー需給勘定に繰り入れることとされている。その結果として、剰余金の見合いの額について歳入予算における一般会計からの繰入額が減少することとなり、一般会計の歳出圧縮に貢献している(剰余金から一般会計への繰入れを行った場合と同様の効果となる)。

・その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項

(省庁別決算額)

経済産業省分決算額

歳入 2,184,730百万円

歳出 1,957,109百万円

環境省分決算額

歳入 307,420百万円

歳出 150,383百万円

○ 令和２年度決算（エネルギー対策特別会計 電源開発促進勘定）

・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
一 般 会 計 よ り 受 入	316,830	電 源 立 地 対 策 費	151,038
周辺地域整備資金より受入	125	電 源 利 用 対 策 費	13,936
雑 収 入	3,569	原 子 力 安 全 規 制 対 策 費	30,840
前 年 度 剰 余 金 受 入	50,124	国 立 研 究 開 発 法 人 運 営 費	93,721
		・ 施 設 整 備 費	
		事 務 取 扱 費	22,268
		諸 支 出 金	—
合 計	370,649	予 備 費	—
		合 計	311,805

※１ 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

２ 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数がない場合は「-」で表示している。

- ・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入金の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

（一般会計からの繰入金の実績額） 316,830百万円

（予算に計上した繰入金の額） 316,830百万円

- ・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

（剰余金の額） 58,843百万円

（剰余金が生じた理由）

歳入予算を上回る収納済歳入額及び歳出予算のうち当年度支出しなかった部分（翌年度繰越額、歳出不用額）があったため。

（剰余金の処理の方法）

特別会計に関する法律第８条第１項の規定により、令和３年度以降のエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の財源として活用される。

（剰余金と一般会計からの繰入れの関係）

エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定においては、特別会計に関する法律第９１条に基づき、電源開発促進税収を一度一般会計に繰り入れた上で、同法第８条第１項に基づき翌年度の歳入に繰り入れられる剰余金その他の歳入の見込額（一般会計からの繰入金を除く。）の状況と事業の経費に照らし必要な金額を、「予算で定めるところにより」、電源開発促進勘定に繰り入れることとされている。その結果として、剰余金の見合いの額について歳入予算における一般会計からの繰入額が

減少することとなり、一般会計の歳出圧縮に貢献している（剰余金から一般会計への繰入れを行った場合と同様の効果となる）。

・令和２年度末における資金の残高

（資金の残高（令和３年４月３０日）） 一百万円

（資金の目的）

特別会計に関する法律第９２条第１項の規定により周辺地域整備資金を置き、電源立地の進展に伴い、将来発生する電源立地地域対策交付金その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置に要する費用を確保することとしている。

（資金の水準）

周辺地域整備資金については、令和２年度までに取り崩しを実施し、令和２年度決算において、資金残高は０となった。

・その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項

（省庁別決算額）

内閣府分決算額

歳入 21,387百万円

歳出 13,450百万円

文部科学省分決算額

歳入 109,615百万円

歳出 108,368百万円

経済産業省分決算額

歳入 183,544百万円

歳出 149,828百万円

環境省分決算額

歳入 56,100百万円

歳出 40,157百万円

○ 令和２年度決算（エネルギー対策特別会計 原子力損害賠償支援勘定）

・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
原子力損害賠償支援資金 よ り 受 入	—	事 務 取 扱 費	0
原子力損害賠償支援証券 及 借 入 金 収 入	7,932,195	国債整理基金特別会計へ 繰 入	8,198,728
原子力損害賠償・廃炉等 支 援 機 構 納 付 金 収 入	257,200		
雑 収 入	3		
前 年 度 剰 余 金 受 入	103,238		
合 計	8,292,636	合 計	8,198,729

※１ 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

２ 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数がない場合は「-」で表示している。

・借入金等（借入金並びに公債及び証券の発行収入金）の額及び借入金等の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

（借入金等の額）・・・・・・・・・・・・・ 7, 9 3 2, 1 9 5 百万円

（予算に計上した借入金等の額）・・・・・・・・・ 1 1, 7 5 6, 8 0 0 百万円

（相違した理由）

国債の償還に係る借入金が予定より少なかったため。

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

（剰余金の額）・・・・・・・・・・・・・ 9 3, 9 0 7 百万円

（剰余金が生じた理由）

歳出予算のうち国債整理基金特別会計へ繰入が予定より少なかったこと等のため。

（剰余金の処理の方法）

特別会計に関する法律第８条第１項の規定により、令和３年度以降のエネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定の財源として活用される。

・ 令和２年度末における資金の残高

（資金の残高（令和３年４月３０日）） ５８，２９５百万円

（資金の目的）

特別会計に関する法律第９２条の２第１項の規定により原子力損害賠償支援資金を置き、同法第９１条の３第１項の規定による原子力損害の賠償に係る交付国債の償還金等の支出に必要な金額の国債整理基金特別会計への繰入を円滑に実施するために要する費用を確保することとしている。

（資金の水準）

令和３年度予算においては、当該年度の金利負担に要する費用に充てるため、資金残高のうち約４８億円を取り崩すこととしている。